

人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業））支給申請書

人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業））支給申請書の支給を受けたいので以下のとおり申請します。							
						年 月 日	
労働局長 殿		事業主 住所 〒 又は 名称 代理人 氏名					
		事業主 又は 〒 又は 名称 代理人 氏名					
計画届の認定番号							
① 申請書作成担当者		職名		[フリガナ] 氏名			
		TEL		E-mail			
② 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号		-					
③ 増額改定整備計画の内容	イ 認定年月日	年 月 日	ロ 認定番号				
	ハ 増額改定前の賃金算定期間	年 月 ~	年 月				
	ニ 本支給申請の対象となる賃金算定期間	年 月 ~	年 月	ホ 増額改定後の最初の賃金支払日	年 月 日		
	ヘ 算定対象となる建設技能者 ※5人以上いる場合は続紙へ記載						
	(1)	建設技能者氏名		雇用保険被保険者番号	- -	技能者ID	- - -
		ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (イ)	ハの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (ロ)		
	(2)	建設技能者氏名		雇用保険被保険者番号	- -	技能者ID	- - -
		ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (イ)	ハの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (ロ)		
	(3)	建設技能者氏名		雇用保険被保険者番号	- -	技能者ID	- - -
		ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (イ)	ハの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (ロ)		
(4)	建設技能者氏名		雇用保険被保険者番号	- -	技能者ID	- - -	
	ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (イ)	ハの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (ロ)			
(5)	建設技能者氏名		雇用保険被保険者番号	- -	技能者ID	- - -	
	ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (イ)	ハの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額	円 ... (ロ)			
※ 増額改定の基準・・・ (イ) ≥ (ロ) × 1.05							
④ 申請額	算定対象となる建設技能者の人数		人 × 16 万円 =	万円			
⑤ 本事業の実施に関して、本助成金以外に受けている公共機関からの補助や助成金の名称（無の場合、本欄の記載は不要）							
※処理欄 (労働局記入)	受理年月日	年 月 日	支給(不支給)決定年月日	年 月 日			
	支給(不支給)決定金額	円	支給(不支給)決定番号				
	備考						
※ 決裁欄 (労働局使用)	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当	

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、増額改定後の賃金算定期間（12か月）の末日の翌日から起算して原則2か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出してください。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意ください。
 - (2) 申請書を提出する場合は、次の書類を添付してください。
 - イ 雇用する全ての建設技能者が建設キャリアアップシステムの技能者登録（詳細型登録）を完了している旨の疎明書
 - ロ 能力評価結果通知書又は建設キャリアアップカードの写し（カラー）
 - ハ 賃金の増額改定前後12か月間の賃金台帳及び出勤簿等出勤状況が分かる書類
 - ニ 改定後賃金総額内訳確認票（建活様式第3号別紙1）
 - ホ 増額改定した毎月決まって支払われる賃金の内容が確認できる書類（支給申請日現在で有効である給与規定、賃金テーブル、手当規程その他）（計画届提出時から変更がある場合のみ）
 - ヘ その他労働局長が必要と認める書類
- ※ 添付書類については、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとします。
- (4) この助成金の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。

本事業の開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、支給対象となる事業を実施した事業所において、雇用する雇保法第4条第1項に規定する雇用保険被保険者を解雇等事業主都合により離職させていないこと。
なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用する雇保法第4条に規定する雇用保険被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請書作成担当者」欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。
- (2) ③ニ「本支給申請の対象となる賃金算定期間」については、建活様式第1号③ハの期間を記入してください。
- (3) ③ヘには、レベル判定で昇格認定を受けた建設技能者の氏名等を記載します。ただし、支給申請日において離職している場合は対象外とします（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
- (4) ④イ「ニの期間中の毎月決まって支払われる賃金の総額」欄については、
 - イ 改定後賃金総額内訳確認票（建活様式第3号別紙1）に記載の「賃金総額の計」の12か月計の額に対応する金額を記載してください。
また、「賃金総額」については、当該建設技能者等に毎月決まって支払われる賃金として支払った総額を源泉徴収する前の金額で記入してください。
 - ロ 増額改定後の年間賃金については、各増額改定後の「年間賃金総額」が、④イに比して5%以上増加していることが必要です。
- (5) この申請書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。⑤「本事業の実施に関して、本助成金以外に受けている公共機関からの補助や助成金の名称」欄には、受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入してください。書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせください。